

平成31年2月26日

一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
正会員 各位

鳥取西道路開通観光キャンペーン実行委員会
会長 浅井 俊彦
(公印省略)

鳥取西道路開通観光キャンペーン公式ウェブサイト制作業務について（ご案内）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本委員会の運営につきましては、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度鳥取西道路開通観光キャンペーンを行うにあたり、標記業務の入札を実施しますので、ご案内申し上げます。

記

1 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取西道路開通観光キャンペーン公式ウェブサイト制作業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

2 応募資格

- (1) 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の正会員であること。
- (2) 本業務において期限までに遂行できること。
- (3) 金融機関取引停止中でないこと。
- (4) 平成30年度の協会会費を納入していること。

3 提出書類および提出先

- (1) 提出書類 入札書（見積書）
- (2) 提出先 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会事務局（持参または郵送）

4 提出期限 平成31年3月4日（月）午後5時必着

5 その他

- (1) 開札において、見積金額が最も少ない業者を落札業者とします。
- (2) 本件上限価格は1,120,000円（消費税および地方消費税を除く）です。
- (3) 入札書はホームページからダウンロードしたもの以外認められません。
- (4) 書類の作成及び郵送等にかかる経費については、応募者の負担とします。
- (5) 提出書類は、必ず封をして、封筒に業務名を記入し提出願います。

- 6 結果発表 平成31年3月5日（火）を予定し、落札者のみ通知する。
落札者は3月5日（火）11時より、本件の打ち合わせをお願いします。
※都合が悪い場合は、時間は応相談。

鳥取西道路開通観光キャンペーン公式ウェブサイト制作業務仕様書

1 業務の名称

鳥取西道路開通観光キャンペーン公式ウェブサイト制作業務

2 業務の目的

今年夏までに全線開通が予定されている山陰道・鳥取西道路については、移動時間の短縮や国道の混雑解消等、利便性の向上による交通量の増加が期待される一方、その反動として、観光地の素通りやストロー現象も懸念されるところである。

この道路開通を契機として、西いなば地域など、沿線地域への観光誘客や、当該地域の観光魅力の向上を図るため、道路開通前より、関係団体が連携して「鳥取西道路開通観光キャンペーン事業」を実施することとなった。

事業効果を最大限発揮するためPRに資する特設ページを作成し、県内外に向け効果的な情報発信を行う環境を整えることを目的とします。

3 契約期間

契約締結の日から平成31年12月末まで

4 納入物

- (1) 操作マニュアル一式（紙媒体1部、電子媒体1部）
- (2) ソースコード一式（Webサーバーへのアップロード及び電子媒体1部）
※電子媒体は、CD-Rもしくは、DVD-Rとする。

5 納入場所

鳥取西道路開通観光キャンペーン実行委員会事務局内

（鳥取市末広温泉町160日交本通りビル2F 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会内）

Webサーバーへのアップロード

6 業務の範囲

主な業務項目は下記のとおりとする。

- (1) システム環境構築・提供業務
- (2) CMSシステム導入・構築業務
- (3) 鳥取西道路開通観光キャンペーン公式ウェブサイト構築業務
- (4) 操作マニュアル作成業務
- (5) 操作研修
- (6) 保守業務

7 基本要件

- (1) システム環境構築・提供

ア レンタルサーバーについては、受注者が構築し、ドメインも新規で取得すること。また、これにかかる利用料についても委託料に含めることとする。

イ 検索エンジンで「鳥取西道路」、「鳥取 キャンペーン」等のキーワードで検索が可能

とすること。

ウ 閲覧者パソコンのOSやブラウザ、通信回線等の利用環境に依存することなく、Webサイトを閲覧できること。また、スマートフォンのWebブラウザへの対応も可能であれば、図ること。

8 鳥取西道路開通観光キャンペーン公式ウェブサイトの内容

(1) 設計について

別紙「サイトマップ」を参考に、利用者及び管理者にとって有用なサイト構築及び画面展開の設計とすること。

(2) デザインについて

ア 鳥取西道路開通観光キャンペーンの情報が利用者に伝わりやすいトップページ、コンテンツページのデザインとすること。

イ 利用者及び管理者にとって使いやすいサイト構成、デザインとすること。

ウ トップページには、次の項目を配置し、各項目の該当ページを作成・リンクさせる。

- ・鳥取西いなば地域（青谷・気高・鹿野）や白兔、吉岡など沿線地域をイメージさせる画像
- ・お知らせ
- ・スタンプラリー、宿泊キャンペーン（各バナー）
- ・地域資源紹介（バナー）

エ スマートフォン等の携帯端末での閲覧にも配慮したものとする。

(3) CMSのシステム導入・構築

別紙のサイトマップに示す機能のうち、要求条件どおりの機能実現が困難な場合は、代替案を提案しても構わないものとするが、実行委員会が要求する機能を十分に満たすと判断した場合に限り採用するものとする。

(4) 管理者機能

ア 管理者の制御機能

管理者が鳥取西道路開通観光キャンペーン公式ウェブサイトの管理・運用を行う際は、ID、パスワードにより厳重なセキュリティにより構成すること。

イ 各種情報の管理機能

管理者が各種情報のステータス（公開、非公開など）を一覧で確認及び変更が可能であること。

ウ ウェブサイトの内容の変更

管理者は、パソコン上の管理者サイトから、新しい情報の付加、古くなった情報の削除など、必要に応じ、ウェブサイトの内容の変更ができるものとする。

9 ページ作成について

各種情報、画像は実行委員会が提供する。その他、ロゴ画像、記事、バナー画像等は受託者において作成することとする。

10 操作マニュアルの作成と操作研修

(1) システム管理者向けマニュアル

ア 受託者は、操作するうえで必要となる事項を全て記載したマニュアル（操作説明書）を作成するものとする。

イ マニュアルは管理者が業務の際に利用することを想定し、実際の操作画面を挿絵として利用するなど、専門的な知識が無い人にも分かりやすい解説に努めること。

(2) 操作研修

受注者は管理者向けに実機を用いた操作研修（場所：鳥取西道路開通観光キャンペーン実行委員会事務局内）を実施するものとする。

また、研修内容は実例に則したもので、実例を示し分かりやすく説明するものとし、研修に必要な資料等は、受注者が必要部数準備するものとする。

11 保守業務

(1) 平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までの対応とする。

(2) システム障害（システムがダウンした際の復旧等）への対応をすることとする。

（例：システムダウン時の原因究明など）

(3) 保守業務の年間レポートを提出すること。

(4) アクセスログの解析レポートを年 2 回程度提出すること。レポート詳細については、落札後に協議し決定することとする。

（例：アクセス数、地域、PC またはモバイルの別など）

12 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、またはその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

13 資料提供

受注者は、本業務に係る契約が満了し、もしくは解除されるなど資料等が不要となった場合は、遅滞なく本件に係る関係資料を発注者に引き渡すか、または発注者の指示に従った処置を行うこととする。

14 作業場所の特定

発注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

15 かし担保責任

本業務の検査完了後、かしが発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合における受注者の責任は、本業務の検査完了日から 6 か月以内に請求があった場合に限る。

16 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本件業務の実施に関し発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

17 守秘義務

(1) 本業務における成果物（納入物または中間成果物を含む）については、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積する等、他の目的に使用してはならない。

- (2) 本件業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) (1) 及び(2)の規定は、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

18 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

受注者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合は、当該受託者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

19 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

20 委託料の支払

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

21 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て発注者の負担とする。

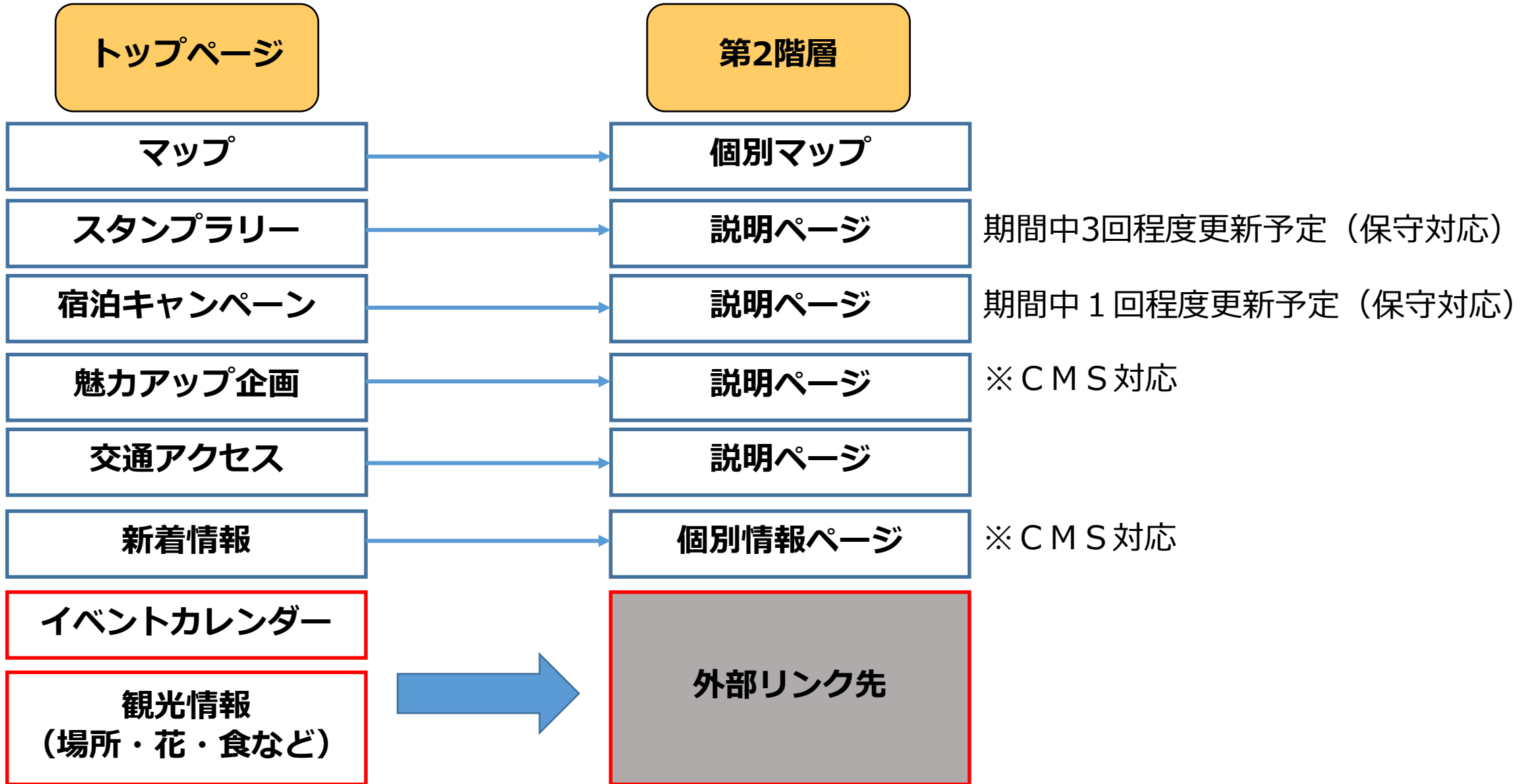
22 その他

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

23 お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、仕様については、鳥取西道路開通観光キャンペーン実行委員会事務局（担当：圓井）、その他入札に関する事項は、鳥取市観光コンベンション協会総務課（担当：鷲見）までお願いします。TEL：0857-26-0756

別紙「サイトマップ」



別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報は当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直

ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。